

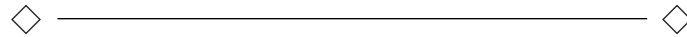
議案第 4 号

専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 8 年 6 月 9 日提出

階上町長 荒谷 憲輝



提案理由

令和 7 年度一般会計予算について歳入歳出の額をそれぞれ調整し補正するために専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものである。

(参考)

▽地方自治法

(長の専決処分)

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

3 前 2 項の規定による処理については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

専決処分第2号

令和7年度階上町一般会計補正予算の専決処分について

令和7年度階上町一般会計補正予算を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年3月31日

階上町長 荒谷 憲輝

令和7年度階上町一般会計補正予算 別冊のとおり

令和7年度

階上町一般会計補正予算

専決第2号

令和7年度 階上町一般会計補正予算

令和7年度階上町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ167,543千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,855,688千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和8年3月31日専決

階上町長 荒谷 憲輝

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 町税		1,028,792	△501	1,028,291
	1 町民税	459,901	△1	459,900
	5 鉱産税	3,800	△500	3,300
2 地方譲与税		80,688	12,128	92,816
	1 地方揮発油譲与税	16,700	1,103	17,803
	2 自動車重量譲与税	50,000	9,155	59,155
	3 森林環境譲与税	13,988	1,870	15,858
3 利子割交付金		300	1,912	2,212
	1 利子割交付金	300	1,912	2,212
4 配当割交付金		1,500	3,438	4,938
	1 配当割交付金	1,500	3,438	4,938
5 株式等譲渡所得割交付金		500	7,243	7,743
	1 株式等譲渡所得割交付金	500	7,243	7,743
6 法人事業税交付金		9,000	7,543	16,543
	1 法人事業税交付金	9,000	7,543	16,543
7 地方消費税交付金		287,000	83,229	370,229
	1 地方消費税交付金	287,000	83,229	370,229
8 ゴルフ場利用税交付金		8,000	4,814	12,814

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 ゴルフ場利用税交付金	8,000	4,814	12,814
9 環境性能割交付金		5,000	3,574	8,574
	1 環境性能割交付金	5,000	3,574	8,574
10 地方特例交付金		9,830	47	9,877
	1 地方特例交付金	9,830	47	9,877
11 地方交付税		2,690,353	102,181	2,792,534
	1 地方交付税	2,690,353	102,181	2,792,534
12 交通安全対策特別交付金		1,000	△25	975
	1 交通安全対策特別交付金	1,000	△25	975
14 使用料及び手数料		22,468	△512	21,956
	1 使用料	17,080	△8	17,072
	2 手数料	5,388	△504	4,884
15 国庫支出金		1,423,622	△4,187	1,419,435
	1 国庫負担金	736,088	△7,743	728,345
	2 国庫補助金	683,581	4,359	687,940
	3 委託金	3,953	△803	3,150
16 県支出金		580,364	△8,815	571,549
	1 県負担金	368,179	△2,902	365,277

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 県補助金	158,291	△4,725	153,566
	3 委託金	53,894	△1,188	52,706
19 繰入金		474,389	△43,872	430,517
	1 基金繰入金	469,190	△43,872	425,318
21 諸収入		72,163	346	72,509
	1 延滞金加算金及び過料	1,601	△738	863
	4 受託事業収入	10,294	424	10,718
	5 雑入	45,662	660	46,322
22 町債		868,600	△1,000	867,600
	1 町債	868,600	△1,000	867,600
歳入	合計	7,688,145	167,543	7,855,688

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,444,179	29,431	1,414,748
	1 総務管理費	527,226	11,168	516,058
	3 戸籍住民基本台帳費	82,100	3,270	78,830
	4 選挙費	40,388	6,580	33,808
	5 統計調査費	7,805	358	7,447
	7 企画費	548,745	75	548,670
	8 地方創生費	64,397	7,980	56,417
3 民生費		2,029,093	18,577	2,010,516
	1 社会福祉費	528,045	6,761	521,284
	2 老人福祉費	430,153	2,552	427,601
4 衛生費		371,528	23,383	348,145
	1 保健衛生費	371,528	23,383	348,145
	3 児童福祉費	1,070,894	9,264	1,061,630
6 農林水産業費		244,295	13,220	257,515
	1 農業費	174,370	1,618	172,752
	2 林業費	32,731	14,838	47,569
	3 水産業費	37,194	-	37,194
7 商工費		247,105	3,321	243,784

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 商工費	247,105	3,321	243,784
8 土木費		652,893	7,156	645,737
	1 土木管理費	45,906	647	45,259
	2 道路橋梁費	345,017	6,509	338,508
9 消防費		137,246	1,285	135,961
	1 消防費	137,246	1,285	135,961
10 教育費		1,677,046	4,860	1,672,186
	1 教育総務費	1,211,550	4,149	1,207,401
	2 小学校費	38,857	22	38,835
	3 中学校費	33,077	689	32,388
	5 保健体育費	242,757	-	242,757
13 諸支出金		179,685	300,000	479,685
	1 基金費	179,685	300,000	479,685
14 予備費		95,087	57,664	37,423
	1 予備費	95,087	57,664	37,423
歳 出 合 計		7,688,145	167,543	7,855,688

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
7 商 工 費	1 商 工 費	はしかみ家計支援商品券事業	75,800
9 消 防 費	1 消 防 費	防 災 マ ッ プ 作 成 事 業	787

第2表 繰越明許費補正

変更

(単位：千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
9 消 防 費	1 消 防 費	Jアラート受信機更新 事業	5, 8 3 0	Jアラート受信機更新 事業	5, 7 9 7

第3表 地方債補正

変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
第5分団屯所移転新築事業	59,100	普通貸借又は証券発行	10.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。	58,700	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
中央体育館外壁塗装事業	21,500	証券発行	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金又は地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	20,900			